

## I 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1 勤務時間の状況について

開始時刻	終了時刻	休憩
8:30	17:15	12:00～13:00

## II 職員の分限及び懲戒の状況

1 職員の分限処分の状況について(令和5年度)

降任	免職	休職	降級
0	0	8	0

2 職員の懲戒処分の状況について(令和4年度)

戒告	減給	停職	免職
0	0	0	0

## III 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の状況について(令和5年)

平均取得日数	消化率
9.6	31.3%

2 育児休業及び部分休業の状況について(令和5年度)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	
		うち両休業 取得者数	
男性職員	0	0	0
女性職員	1	0	1
計	1	0	1

## IV 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員の研修(令和5年度)

御宿町では、御宿町職員人材育成基本方針に沿って、毎年度計画的に研修所での研修等を行っています。

区 分		課程数	修了職員数
研修所での研修	職責や経験別によるもの	6	18人
	業務別のもの	13	18人
外部研修	海外視察	0	0人
	ビジネスマナー	0	0人
内部研修	業務別のもの	1	3人
	職場研修	1	8人

2 人事評価の状況

御宿町では人事評価を行い、勤勉手当等への反映を行っています。

## V 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 千葉県市町村職員互助会

- ・出産費助成金 20,000円
- ・長期療養者助成金 給料20%以上減額、勤務に服することができない日1日につき1,000円(12ヶ月限度)
- ・弔慰金 会員が死亡したとき 60,000円 ・家族弔慰金 会員の被扶養者が死亡したとき 30,000円
- ・退会せん別金 在会1年につき1,500円(支給上限年数30年)
- ・永年勤続者祝金 勤続25年10,000円
- ・入学祝金 小、中、高 それぞれ5,000円
- ・老人看護助成金 1件 20,000円 ・介護休暇助成金 1日 5,000円
- ・遺児育英金 1人につき100,000円
- ・育児休暇助成金 1日に300円(育児休業手当金等が支給される場合を除く)
- ・その他 災害給付金、永年勤続者宿泊補助券、保養所等助成金、就職祝金等

(2) 健康管理

全職員に対し、労働安全衛生法に基づく定期健康診断とその結果を基に保健指導を行い、職員の健康状態の把握と疾病の早期発見に努めています。

令和5年度の定期健康診断受診者数83人

## VI 勤務条件に関する措置の要求の状況

「該当案件なし」

## VII 不利益処分に関する不服申し立ての状況

「該当案件なし」

## 御宿町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 7,000	千円 3,977,423	千円 311,935	千円 842,204	% 21.0	% 21.2

※水道、国保、介護会計等の公営企業会計等は除く

※令和2年度より、会計年度任用職員報酬等を人件費に含む

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

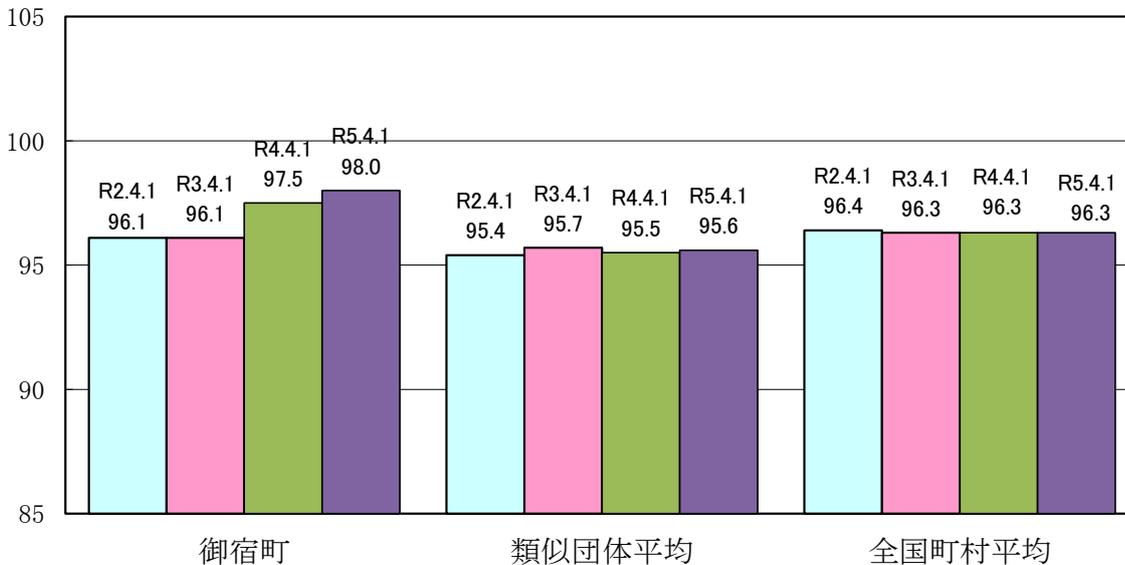
区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和5年度	人 84	千円 310,911	千円 29,628	千円 119,453	千円 459,992	千円 5,476

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計に係る令和5年4月1日現在の職員数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給職員の俸給月額を100として計算した指数。

(4) 給与改定の状況 ※御宿町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会の勧告はありません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円	円	円	%	%	%
	—	—	—	—	—	—

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において官民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月給 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	—

※「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し [ **実施** 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 令和27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直しを踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日)までの経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し [ 支給対象地域外のため支給なし ]

③その他の見直し内: [ 管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施 (平成27年4月1日実施) ]

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額
御宿町	39.7 歳	296,347 円
千葉県	40.1 歳	306,266 円
国	42.1 歳	323,823 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額
御宿町	* 歳	* 円
千葉県	51.7 歳	296,294 円
国	51.2 歳	288,144 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」とする。  
(その他、数値のない欄については「ハイフン(-)」とする。)

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		御宿町	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	162,100 円	169,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

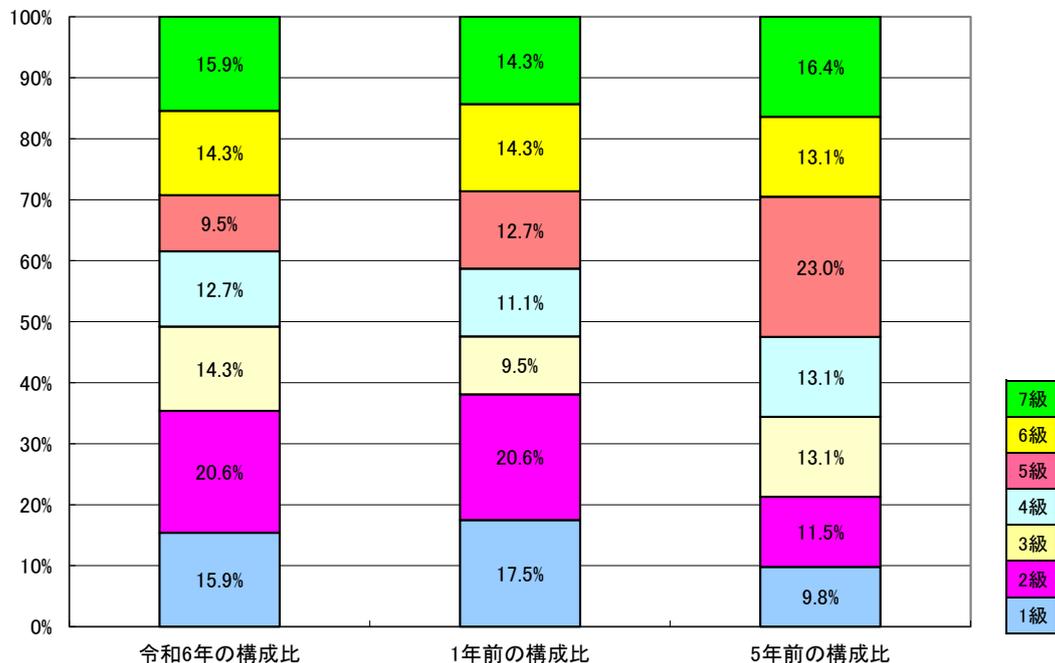
区 分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大 学 卒	283,600 円	326,267 円	346,400 円
	高 校 卒	— 円	249,500 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

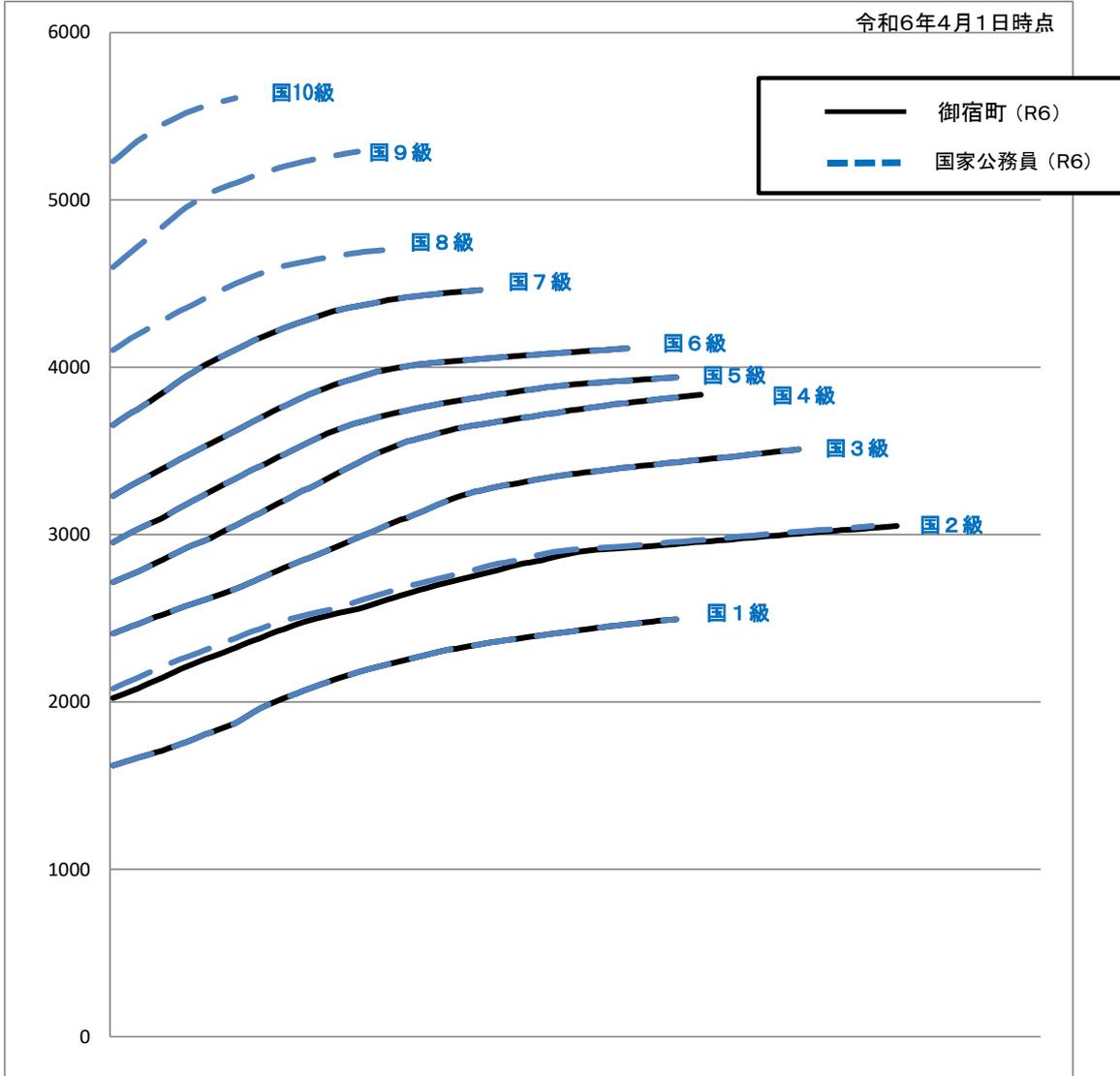
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	10 人	15.9 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事	13 人	20.6 %	202,400 円	305,200 円
3 級	主任主事	9 人	14.3 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長	8 人	12.7 %	271,600 円	383,600 円
5 級	主査	6 人	9.5 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長補佐・班長・公民館長・認定こども園長	9 人	14.3 %	323,100 円	411,300 円
7 級	課長・主幹・議会事務局長・会計管理者	10 人	15.9 %	365,500 円	446,200 円

- (注) 1 御宿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数であり、かつ、「地方公務員給与実態調査」による一般行政職に該当する職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

御宿町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,358 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) — 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) — 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 1.375 月分 0.975 月分 (下段は再任用職員に係る支給割合)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 1.375 月分 0.975 月分 (下段は再任用職員に係る支給割合)	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 1.375 月分 0.975 月分 (下段は再任用職員に係る支給割合)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当の支給率(令和6年4月1日現在)

御宿町			
	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.669500 月分	24.586875	月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750	月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000	月分
最高限度額	47.709000 月分	47.709000	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	27,823 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給していません。

##### (4) 特殊勤務手当(普通会計)

支給実績(令和5年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 千円

##### (5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(令和5年度決算)	8,620 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	132 千円
支給実績(令和4年度決算)	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	170 千円

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外の扶養親族 6,500円  ・16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同		7,155 千円	852 百円
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合) 家賃の額に応じて支給(最高28,000円)	同		2,238 千円	266 百円
通勤手当	●交通機関を利用する場合 運賃代55,000円までは全額支給 ●自動車等を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円～28,000円を支給	同		3,831 千円	456 百円
管理職手当	7級職 30,000円 7級相当職 14,000円 6級職 7,000円	異	国は職務の級等に応じて31700円～139,300円	4,608 千円	2,425 百円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合勤務1時間につき勤務1時間あたりの給料額の135/100を支給	同		349 千円	54 百円
管理職特別勤務手当	管理職が週休日等において勤務を命ぜられた場合、勤務1回につき支給する 7級職8,000円または12,000円(勤務時間による) 6級職4,000円または6,000円(勤務時間による) 管理職が週休日以外の日の深夜(午前0時から5時)勤務1回につき支給する 7級職 6,000円 6級職 5,000円	同		1,327 千円	698 百円
宿日直手当	宿日直業務1回につき 4,400円	同		1,047 千円	159 百円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	町 長 ( 760,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 505,800 円	
	副 町 長 ( 609,000 円 )	710,000 円 / 473,100 円	
報 酬	議 長 270,000 円	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長 226,000 円	300,000 円 / 175,000 円	
	議 員 215,000 円	280,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 (令和5年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員 (令和5年度支給割合) 3.25 月分		
退 職 手 当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長 給料月額×35/100×在職月数	12,768,000円	任期毎
	副 市 町 村 長 給料月額×25/100×在職月数	7,308,000円	任期毎
備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、町長等の給料の特例に関する条例に基づく減額措置を行う前の金額である。  
2 類似団体における最高/最低額は、減額措置等を行う前の金額である。  
3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

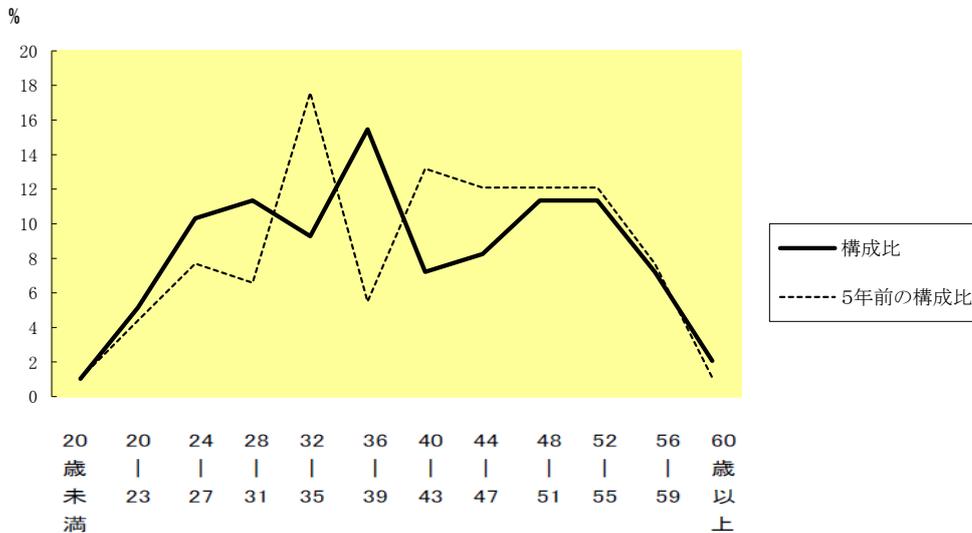
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	職員数の採用
		総務	25	26	1	
		税務	7	7	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	4	4	0	
		土木	4	4	0	
		民生衛生	21	22	1	
計	77	80	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.09 人		
	教育部門	7	8	1	職員数の採用	
	消防部門					
	小計	84	88	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.4 人	
会業	水道	4	3	-1	広域派遣	
	国保・介護	6	6	0		
	小計	10	9	-1		
合計		94	97	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 137.1 人	
		[ 115 ]	[ 115 ]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(ただし教育長は除く)

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	10人	11人	9人	15人	7人	8人	11人	11人	7人	2人	97人

### (3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	74	77	78	77	77	80	6 (7.8%)
教育	8	9	8	7	7	8	0 (0.0%)
消防							
普通会計	82	86	86	84	84	88	6 (7.3%)
公営企業等会計	9	9	8	10	10	9	0 (0.0%)
総合計	91	95	94	94	94	97	3 (3.3%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数